

地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会の設置について

令和 年 月 日

地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第9条第1項に基づき、地球環境部会に置く専門委員会について次のとおり決定する。

- 1 議事運営規則第9条の専門委員会として「地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会」を置く。
- 2 地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条第1項に基づき策定する地球温暖化対策計画の進捗管理に係る専門的・技術的調査を行う。
- 3 地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。